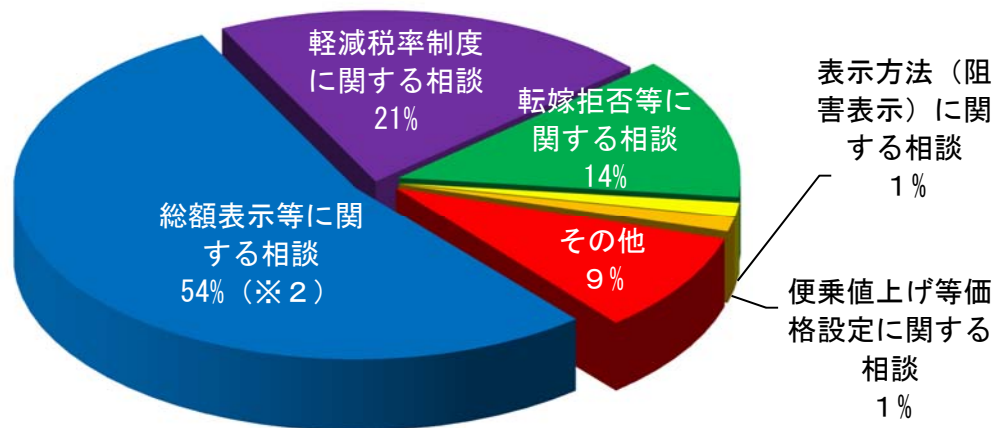


総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和2年7月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和2年7月（7/1～7/31））は以下のとおり。

1 相談件数

7月の相談件数：電話127件、メール22件
【相談内容（全149件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 令和3年4月以降に総額表示が義務化されますが、値札に税込価格と税抜価格を併記する場合に、税抜価格の表示の方が大きい場合は問題となりますか。

A. 税込価格が明瞭に表示されている場合には、一般消費者に誤認を与えるおそれがある価格表示ではないため、消費税転嫁対策特別措置法第11条により、景品表示法第5条（不当表示）の適用が除外されます。ここで、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されます。例えば、税込価格と税抜価格の両方を表示する場合であっても、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されるおそれがないといえる価格表示であれば、税込価格が明瞭に表示されているといえます。

消費税転嫁対策特別措置法の失効後については、税込価格が明瞭に表示されていれば、税込価格と税抜価格を併記することは認められますが、今回の相談内容のように、商品の値札に税抜価格が大きく表示されている場合であって、そこに併記されている税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいために一

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件
※2 うち総額表示に関する相談が59%、消費税一般に関する相談が41%

般消費者が税込価格を見落としてしまうと認められるような表示である場合は、税込価格が明瞭に表示されているとはいえず、問題があります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人事業者(買手)です。納入単価(本体価格)に消費税率を乗じた際に生じる端数を切り捨てる行為は問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)に支払う総額について、1円未満の端数を切り捨てたとしても消費税転嫁対策特別措置法上問題とはなりません。しかし、今回の相談内容のように、税込み単価の端数を切り捨てることによって支払う総額を1円以上減じることは、「減額」として、消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q. 個人事業者(売手)です。当社が受けている転嫁拒否行為を行政機関に情報提供した場合、転嫁拒否行為を行った事業者に対しては、どのような措置が採られますか。

A. 特定事業者(買手)が消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合には、公正取引委員会、事業を所管する大臣等又は中小企業庁長官は、特定事業者等に対して、報告を求めたり、立入検査を行い、転嫁拒否による不利益の回復等の必要な指導を行います。

また、重大な転嫁拒否等の行為を行った事業者に対しては、公正取引委員会が勧告を行い、事業者名等を公表します。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 飲食料品の販売と共にレジ袋を有料で取引する場合の適用税率の考え方を教えてください。

また、レジ袋有償化の対象外の買物袋を無償で提供する場合、消費税の適用税率はどうなりますか。

A. レジ袋の販売は、標準税率(10%)が適用されます。

飲食料品の譲渡は軽減税率(8%)の対象ですが、消費税は取引ごとに適用税率を判定するので、例えば、飲食料品の販売の際にレジ袋を利用し、レジ袋代をいくらと対価を定めている場合、飲食料品の販売(8%)とレジ袋の販売(10%)でそれぞれ適用税率を判定することとなります。

また、今回の質問のように、レジ袋有料化の対象外の買物袋につき、対価を定めず取引(無償取引)する場合は、消費税の課税対象となりません。

<相談窓口>

具体的な相談内容については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160